

医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書

1. 主治医の「医療的ケア指示書」に基づき集団保育の中で可能な医療的ケアを看護師が実施します。主治医の指示以外の医療的ケアは実施できません。
2. 保育所等は他の園児との関わりを大切に、集団生活や遊びを通じて社会性を育む場です。療育機関や医療機関とは役割が異なることをご理解ください。
3. 保育を行う日及び時間は、平日(月～金曜日)の看護体制が整う時間帯とします。
4. お子さんが心身に負担なく新しい集団生活の環境に慣れるために、一般的な慣らし保育より期間を長く設定する場合があります。お子さんの集団生活の様子を確認しながら、慣らし保育の期間や時間を調整していきます。
5. 緊急時に備え、必ず園と連絡をとれる体制を整えてください。
6. 児童の体調変化等で園が迎えの要請をした際は、速やかに迎えに来てください。
7. 児童の症状が急激に悪化した等の場合には、原則として保護者に連絡したうえで医療機関の受診を行いますが、保護者と連絡が取れない場合や緊急の場合は保護者に連絡するより早く医療機関への搬送を行い、受診・治療が行われる場合があります。園において急な病状悪化があった場合は、医療機関ではないため適切な処置が取れないことがあります。
8. 児童の状況が変わり、集団保育ができないと主治医、こども未来課が判断した場合や、看護師不在等で医療的ケア児の保育が受入れ困難となった場合、退園していただきます。
9. 児童の状況が変わった場合、また年度ごとに様式1・様式2・様式3・様式4を提出してください。
10. 様式6で登園及び降園時に保護者と園が引継ぎを行い家庭と保育中の児童の様子を共有します。
11. 保護者は、医療的ケアに必要な医療機関での診療費用や意見書等の文書代、及び器具・消耗品等を用意してください。
12. 実施に必要な用具・消耗品を点検補充し使用後は持ち帰り処分してください。

- 1 3. 必要に応じて保護者の同意のもと、園及び医療機関を含めた関係機関で情報共有します。
- 1 4. 災害発生時には、速やかな迎えをお願いします。また、災害対策として1日分の医療的ケアに必要な物品および薬を用意してください。園でお預かりし災害発生時に適宜使用します。
- 1 5. 急変時や災害発生時、可能な限り対応をしますが、医療機関でないため適切な処置がとれない場合があります。
- 1 6. その他、園との間で取り決めた事項を遵守いただき、必要に応じて同意書へ追記させていただきます。

あて先

松阪市長

松阪市立幼稚園、保育所、こども園への入園にあたり、上記に掲げる事項について同意します。

年 月 日

住 所 _____

保護者名 _____

児 童 名 _____